

臨時船「ひまわり」を保存する会 会則

(名称)

第1条 この会は、臨時船「ひまわり」を保存する会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東日本大震災発生時、気仙沼港と大島をつなぐ連絡船の役割を果たした「ひまわり」を保存する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 臨時船「ひまわり」保存のため、市民や全国に向けた広報、維持管理費と含めた保存費用に充てる為の寄付の受け入れ等の事業に関する事
- (2) その他目的を達成するために必要な一切の事業に関する事。

(組織)

第4条 本会は、目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(役員等)

第5条

- 1、本会は、役員及び委員をもって組織する。
- 2、前項の役員の名称、数及び役目は、下記のとおりとする。
 - (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長不在の場合、その職務を代行する。
 - (3) 事務長 1名 本会の事務遂行に伴ういっさいの事務を掌握し、必要と認める本会事項に関して広報活動を行う。
 - (4) 事務次長 若干名 事務長を補佐し、事務長不在の場合、その職務を代行する。
 - (5) 会計 1名 本会の会計事務を処理する。
 - (6) 監事 若干名 本会の財政ならびに事務執行状況を監査し、定例総会において報告する。

(顧問)

第6条 本会には代表顧問1名と顧問、参与、相談役を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、本会の会議（以下「会議」という。）において選任する。

(任期)

第8条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(総会)

第10条

- 1、定期総会は毎年5月末日までに開催する。
- 2、必要に応じ臨時総会を開く事が出来る。

(決議)

第11条 本会の会則の改廃及び重要事項は本会員の過半数以上の賛成を以てする。尚、会員の可否同数の場合は議長の決する所による。

1) 役員選出 2) 事業計画及び収支予算 3) 事業報告及び収支決算. 4) 規約の改廃 5) 会の運営上重要とされる項目.

(経費)

第12条

- 1、本会は、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 2、本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第13条

本会の事務処理を行うため、事務局を会長代行宅に置く。

事務局住所：宮城県気仙沼市田尻 132-5

電話：0226-28-2917

附 則

この会則は、本会が設立した日（2017年12月3日）から施行する。